

○高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付要綱

令和7年2月18日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金を利用して保育士資格等を取得した保育士等に対し、予算の範囲内において奨学金の返還額の全部又は一部を助成することにより、保育人材の確保、定着を図るため、その交付に関し、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士資格等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する保育士の資格又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に規定する保育所の職員配置に係る特例等により保育士とみなすことのできる幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）若しくは保健師、看護師、准看護師の資格をいう。
- (2) 保育施設等 高梁市内（以下「市内」という。）の保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）、小規模保育事業を行う事業所（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。）又は認可外保育施設（法第59条の2第1項に規定する施設）をいう。
- (3) 保育士等 保育施設等に現に勤務する職員であって、保育士資格等を有する者をいう。
- (4) 奨学金 保育士資格等を取得するために利用した奨学金のうち、市長が要綱の趣旨に適すると認めるものをいう。
- (5) 貸与機関 保育士等に奨学金を貸与した機関をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 奨学金を利用して保育士資格等を取得した者

- (2) 保育施設等において、保育士等として採用された者で、所定の労働時間が月140時間以上であること。
- (3) 自ら奨学金を返還している者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 高梁市保育士奨学金返還支援助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けようとする期間において、他制度による奨学金を対象とした類似の助成等を受けていない者
（助成対象経費及び助成金の額）

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が申請を行う年度に返還した奨学金とする。

2 助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、助成金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市内居住者 助成対象経費の全額又は12万円（月額上限1万円）のいずれか低い額
- (2) 市外居住者 助成対象経費の2分の1の額又は6万円（月額上限5,000円）のいずれか低い額

3 前項の規定にかかわらず、連続した30日以上（産前・産後休業を除く。）中は助成金を支給しない。その場合において、当該休業の属する月の助成金額は日割りにより算定するものとする。

（助成対象期間）

第5条 助成金の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、当該助成金の最初の交付対象となった年度から起算して10年を上限とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象期間中の各年度ごとに、高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付申請書兼返還計画書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 保育士資格等の写し
- (3) 貸与機関が発行する奨学金の貸与が確認できる書類
- (4) 市税を完納していることを証明できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否

を決定し、その旨を当該申請者に対し高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更承認申請等）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付申請の内容を変更しようとするときは、高梁市保育士奨学金返還支援助成金変更承認申請書（様式第4号）に当該変更に係る資料を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を承認したときは、高梁市保育士奨学金返還支援助成金変更承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、助成を受けようとする年度に係る奨学金の返還が完了後、高梁市高梁市保育士奨学金返還支援助成金実績報告兼交付請求書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 奨学金の返還を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、高梁市保育士奨学金返還支援助成金確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により確定がなされた者について、速やかに助成金を交付するものとする。

2 支給の方法について、実績報告書により交付決定者から指定された金融機関の口座に振り込むものとする。

（助成金の取消し及び返還）

第12条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定により助成金の取消通知を受けた者は、速やかに助成金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月19日告示第153号）

この告示は、公布の日から施行し、令和7年度分の申請から適用する。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付申請書兼返還計画書

高梁市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____

高梁市保育士奨学金返還支援助成金の交付を受けたいので、高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 返還計画

返済月	返還額 (A)※	上限額 (B)	助成対象経費(C) (AとBの低い額)	返済月	返還額 (A)※	上限額 (B)	助成対象経費(C) (AとBの低い額)
4月	円	円	円	10月	円	円	円
5月	円	円	円	11月	円	円	円
6月	円	円	円	12月	円	円	円
7月	円	円	円	1月	円	円	円
8月	円	円	円	2月	円	円	円
9月	円	円	円	3月	円	円	円
助成金申請額合計					円		
(C)の合計額					(100円未満切捨て)		

※1年分又は半年分の奨学金をまとめて返還している場合は、該当月で除した額を該当月へ振り分けてください。

2 勤務先施設名 _____

3 (1) 本申請以前におけるこの助成金の受給の有無 (有・無)

→有の場合の期間【 年 月～ 年 月】

(2) この助成金以外の奨学金を対象とした類似の助成金等の受給の有無 (有・無)

→有の場合の期間【 年 月～ 年 月】

4 添付書類

- (1) 雇用証明書 (様式第2号)
- (2) 保育士資格等の写し
- (3) 奨学金の貸与が確認できる書類
- (4) 市税を完納していることを証明できる書類
- (5) 高梁市外に住所がある場合は住民票

様式第2号（第6条関係）

雇用証明書

氏名			
住所			
勤務先			
採用年月日	年 月 日 ～ 年 月 日 (雇用期間がある場合は雇用が終了する日)		
採用形態	常勤 ・ 非常勤		
職種	保育士・保育教諭・幼稚園教諭・()		
就労形態	週 時間勤務 (1日 時間・週 日)		
	月 時間勤務		
産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み		
	期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み		
	期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み		
	理由	<input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他()	
	期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

上記の者の雇用に関して相違の無いことを証明します。
 ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、
 刑法上の罪に問われる場合があります。

年 月 日

高梁市教育委員会教育長

様

雇用主 住 所
 事業所名
 代表者名
 担当者名
 連絡先

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

高梁市長

高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった高梁市保育士奨学金返還支援助成金について、次のとおり交付を決定（却下）したので、高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

1 助成金交付決定額 金 _____ 円

（却下の理由）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

高梁市保育士奨学金返還支援助成金変更承認申請書

高梁市長 様

交付決定者 住所_____

氏名_____

連絡先_____

年 月 日付、 第 号で交付決定通知のあった高梁市保育士奨学金返還支援助成金を下記のとおり変更したいので、高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付要綱第8条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更後の交付申請額 円
- 4 添付資料 当該変更申請に係る資料

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高梁市長

高梁市保育士奨学金返還支援助成金変更承認通知書

年 月 日付、第 号により交付決定した高梁市保育士奨学金返還支援助成金について、次のとおり変更の承認を決定したので、高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付要綱第8条第2項の規定により、通知します。

記

1 変更の内容

助成金変更交付決定額 金 _____ 円

2 変更の理由

高梁市保育士奨学金返還支援助成金実績報告兼交付請求書

高梁市長 様

交付決定者 住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先 _____

年 月 日付、 第 号で交付決定通知のあった高梁市保育士奨学金返還支援助成金に係る奨学金の返還が完了したので、高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり実績報告及び交付請求します。

記

1 奨学金返還実績

返済月	返還額 (A)※	上限額 (B)	助成対象経費(C) (AとBの低い額)	返済月	返還額 (A)※	上限額 (B)	助成対象経費(C) (AとBの低い額)
4月	円	円	円	10月	円	円	円
5月	円	円	円	11月	円	円	円
6月	円	円	円	12月	円	円	円
7月	円	円	円	1月	円	円	円
8月	円	円	円	2月	円	円	円
9月	円	円	円	3月	円	円	円
実績報告及び請求額 (C)の合計額						円 (100円未満切捨て)	

※1年分又は半年分の奨学金をまとめて返還している場合は、該当月で除した額を該当月へ振り分けてください。

2 振込口座 ※受取口座は申請者本人名義のものに限ります。

金融機関名	銀行・金庫		本店・支店				
	農業協同組合		支所・出張所				
預金種別	普通・当座	口座番号					
口座名義人(カタ)	()						

3 添付資料

- 雇用証明書 (様式第2号)
- 奨学金の返還を証明する書類
- 受取口座の通帳又はキャッシュカードのコピー
(金融機関名・支店名・種別・口座(通帳)番号・口座名義人が確認できるもの)

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

高梁市保育士奨学金返還支援助成金確定通知書

様

高梁市長

年 月 日付で実績報告のあった高梁市保育士奨学金返還支援助成金について次のとおり確定したので、高梁市保育士奨学金返還支援助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 助成金確定額 金 _____ 円

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)